ＩＡ64	10未満		6.2
	10以上		22
ＩＡ32	0		1.3
	1以上7未満	2未満	1.2
		2以上4未満	1.9
		4以上	6.7
	7以上		7.4

備考）1　「専用ＣＩＳＣ」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち、電子計算機毎に専用に設計されたものをいう。

2　「ＲＩＳＣ」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵ以外のＣＰＵをいう。

3　「ＩＡ64」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち、専用ＣＩＳＣ以外のものであって、64ビットアーキテクチャのものをいう。

4　「ＩＡ32」とは、ビット数の異なる複数の命令を実行できるように設計されたＣＰＵのうち、専用ＣＩＳＣ以外のものであって、32ビットアーキテクチャのものをいう。

5　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号（平成22年３月31日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

表２　クライアント型電子計算機に係る基準エネルギー消費効率

区分				基準エネルギー消費効率
クライアント型電子計算機の電源及びメモリチャネル数の種別	主記憶容量	独立型ＧＰＵ	画面サイズ	
電池駆動型のものであってメモリチャネル数が２以上のもの	16ギガバイト以上			2.25
	４ギガバイト超16ギガバイト未満			0.34
	４ギガバイト以下		17型以上	0.31
		搭載	17型未満	0.21
		非搭載	12型以上17型未満	0.15
			12型未満	0.21
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が２以上のもののうち電源装置にＡＣアダプターを用いるもの				0.29
電池駆動型以外のものであってメモリチャネル数が２以上のもののうち電源装置にＡＣアダプターを用いないもの	16ギガバイト以上			2.25
	４ギガバイト超16ギガバイト未満	搭載		0.51
		非搭載		0.64
	４ギガバイト以下			0.53
メモリチャネル数が２未満のもの				0.51

備考）1　「メモリチャネル数」とは、メモリコントローラから分岐する主記憶装置へのバスインターフェースの論理チャネルの数をいう。

2　「電池駆動型」とは、専ら内蔵された電池を用いて、電力線から電力供給を受けることなしに使用され得るものをいう。

3　「独立型ＧＰＵ」とは、画像データ処理用のプロセッサのうち、専用のローカルメモリを有するものをいう。

4　「画面サイズ」とは、表示画面の対角外径寸法をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点第２位以下を四捨五入した数値をいう。

5　エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示第74号（平成22年３月31日）の「３エネルギー消費効率の測定方法⑵」による。

⑵　目標の立て方

当該年度の電子計算機の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

５－３　プリンタ等

⑴　品目及び判断の基準等

プリンタ プリンタ／ファクシミリ兼用機	【判断の基準】 ①プリンタ又はプリンタ／ファクシミリ兼用機（大判プリンタを除く。）にあっては、次の基準を満たすこと。 ア．モノクロプリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表１－１に示された区分ごとの基準。モノクロプリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては、表１－２に示された区分ごとの基準。 イ．カラープリンタ（高性能インクジェット方式を含み、インクジェット方式及びインパクト方式を除く。）にあっては、表２－１に示された区分ごとの基準。カラープリンタ／ファクシミリ兼用機にあっては、表２－２に示された区分ごとの基準。 ウ．インクジェット方式のプリンタにあっては、表３に示された区分ごとの基準。 エ．インパクト方式のプリンタにあっては、表４に示された区分ごとの基準。 ②大判プリンタのうちインクジェット方式のものにあっては、表５－１に示された区分ごとの基準、それ以外のものにあっては、表５－２に示された区分ごとの基準を満たすこと。 ③使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【配慮事項】 ①使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合には、この限りでない。